【自治労大阪府職員労働組合労働支部　北大阪高等職業技術専門校分会　回答（概要）】

１の要求について、自治労府職労働支部北大阪技専校との良き労使関係については、今後とも尊重してまいります。

２(１)の要求について、職員が時間外勤務を行う場合に取得する15分間の休憩に関しては、労働基準法及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に基づいて勤務の途中に置くこととなっております。時間外勤務を行うことが予定されている勤務日については、当該勤務日の内で、休憩の時間を確保することが可能となるよう、あらかじめ時間外勤務を行う職員等と調整を行い、計画的に休憩を取得することが可能となるようにいたします。

２(２)の要求について、３６協定の締結をはじめ、職員が納得して働ける環境づくりや、やる気の向上に繋がるよう、皆様方と誠意をもって協議を行ってまいります。また、朝礼や職員会議などの場を通じて、職員からの意見をお聞きしながら、必要に応じた業務改善を行うなど、十分な配慮に努めてまいります。

３の要求について、勤務・労働条件に影響を及ぼす内容については、速やかに提案を行い、皆様方と協議のうえ進めてまいります。